



News Release

平成 30 年 6 月 1 日

株式会社 九州フィナンシャルグループ
株式会社 肥 後 銀 行
株式会社 鹿 児 島 銀 行

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」の制定について

当社グループ傘下の株式会社肥後銀行と株式会社鹿児島銀行は、銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号、以下「改正銀行法」という）の規定に基づき、「電子決済等代行業者に求める事項の基準」を制定しましたのでお知らせいたします。

当社グループは、改正銀行法に基づき平成 30 年 3 月 1 日に公表いたしました「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」ならびに上記「電子決済等代行業者に求める事項の基準」に則り、電子決済等代行業者との連携及び協働に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、各社 WEB サイトをご参照ください。

「電子決済等代行業者に求める事項の基準」

肥 後 銀 行 は [こちら](#)

鹿 児 島 銀 行 は [こちら](#)

以上

【本件に関するお問合せ先】

九州フィナンシャルグループ 経営企画部

TEL : 096-326-5588